生活保護法指定医療機関おける変更・廃止・休止等に伴う届け出手続きについて

生活保護法の指定医療（施術）機関について，下記の変更等が生じた場合には，その変更等の内容に応じて届出書等を提出していただくことになっておりますので，諸手続に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

	指　定 申請書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	誓約書
1　指定医療機関の有効期間を更新するとき	○						○
2　医療機関の移転 開設者の変更・交代（個人⇔法人）	○	○					○
3　指定医療機関の名称の変更 開設者・管理者の氏名・住所等の変更			○				
4　開設者の死亡 指定医療機関の業務の廃止		○					
5　建物の一部改装等による業務の休止				○			
6　休止した業務の再開					○		
7　指定を辞退するとき						○	

※　２の場合で，医療機関等コードが変わらない場合は，３の変更となります。

提出書類の必要部数は，すべて１部です。

【問合せ・届出送付先】
〒310-8555　水戸市笠原町９７８－６
茨城県福祉部福祉政策課保護担当
電話：０２９－３０１－３１６４
ＦＡＸ：０２９－３０１－６２００